

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、高松市(以下「発注者」という。)の定める高松市個人情報保護条例(平成10年高松市条例第7号)及び本個人情報取扱特記事項(以下「本特記事項」という。)に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による事務において利用する個人情報(以下「個人情報」という)を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を遵守するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、この契約による事務の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受注者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(個人情報の受領)

第7条 受注者は、発注者から個人情報を受領する場合は、発注者が指定した方法、日時及び場所で行うものとし、発注者に個人情報受領証を提出しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた

場所から持ち出さないこと。

- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

- 第10条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

- 第11条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による事務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の消去及び廃棄)

- 第12条 受注者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定した方法により、個人情報を消去及び廃棄しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の消去及び廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不

可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、個人情報 の 消去 及び 廃棄 を 行っ た 後、消去 及び 廃棄 を 行っ た 日 時、担 当 者 名、消去 及び 廃棄 の 内 容 を 記 録 し、書 面 に よ り 発 注 者 に 対 し て 報 告 し な け れ ば な ら ない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 1 3 条 受注者は、発注者から、個人情報 の 取 扱 い の 状 況 に つ い て 報 告 を 求 め ら れ た 場 合 は、直 ち に 報 告 し な け れ ば な ら ない。

- 2 受注者は、個人情報 の 取 扱 い の 状 況 に 関 す る 定 期 報 告 及 び 緊 急 時 に お け る 報 告 の 手 順 を 定 め な け れ ば な ら ない。

(監査及び実地調査)

第 1 4 条 発注者は、個人情報 の 取 扱 い に つ い て、こ の 契 約 の 規 定 に 基 づ き 必 要 な 措 置 が 講 じ ら れ て い る か ど う か の 検 証 及 び 確 認 を す る た め、受 注 者 に 対 し て、監 査 又 は 実 地 調 査 (以 下 「監 査 等」とい う。) を 行 う こ と が で き る。

- 2 発注者は、監査等を行うに当たっては、受注者に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第 1 5 条 受注者は、個人情報 の 漏 え い 等 の 事 故 が 発 生 し、又 は 発 生 す る お そ れ が あ る こ と を 知 っ た と き は、そ の 個 人 情 報 の 漏 え い 等 の 事 故 の 発 生 に 係 る 帰 責 の 有 無 に 関 わ ら ず、直 ち に 発 注 者 に 対 し て、当 該 個 人 情 報 の 漏 え い 等 の 事 故 の 発 生 状 況 そ の 他 必 要 な 事 項 を 書 面 に よ り 報 告 し、発 注 者 の 指 示 に 従 わ ね け れ ば な ら ない。こ の 契 約 が 終 了 し、又 は 解 除 さ れ た 後 も、同 様 と す る。

- 2 受注者は、個人情報 の 漏 え い 等 の 事 故 が 発 生 し た 場 合 に 備 え、発 注 者 そ の 他 の 関 係 者 と の 連 絡、証 拠 保 全、被 害 拡 大 の 防 止、復 旧 及 び 再 発 防 止 の 措 置 を 迅 速 かつ 適 切 に 実 施 す る た め の 緊 急 時 対 応 計 画 を 定 め な け れ ば な ら ない。
- 3 発注者は、個人情報 の 漏 え い 等 の 事 故 が 発 生 し た 場 合 は、必 要 に 応 じ て 当 該 個 人 情 報 の 漏 え い 等 の 事 故 に 関 す る 情 報 を 公 表 す る こ と が で き る。

(契約解除)

第 1 6 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、

この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。